

## なかとさ地域応援商品券事業取扱店募集要項

### 1. 趣旨

中土佐町が発行する「なかとさ地域応援商品券」の取扱店となる事業者（以下、「取扱店」という。）を募集するため、必要な事項について定める。

### 2. 商品券の概要

- (1) 商品券は、1人あたり20,000円分（額面500円券40枚）を1セットとして、中土佐町が町民に配布する。（うち2,000円分は飲食店専用券とする。）
- (2) 取扱店は、使用期間内に限り商品券を持参した消費者に対して券面記載額に相当する物品の販売または役務の提供を行う。

### 3. 商品券の使用可能期間

令和3年3月31日（水）まで

### 4. 商品券の使用制限

- (1) 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - ① 不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難いもの
  - ② たばこ
  - ③ 有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
  - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ⑤ 国税、地方税、使用料等の公租公課
  - ⑥ 電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金、NHK受信料などの公共料金
  - ⑦ その他、町が適当でないと認めたもの
- (2) つり銭は出さないものとする。
- (3) 商品券と現金との引き換えはできないものとする。
- (4) いかなる場合においても、有効期限後の商品券の使用はできない。

### 5. 取扱店登録資格

- (1) 商品券（共通券）の取扱店の登録資格は、県内に主たる事業所を置き、中土佐町内に店舗等を有する事業者もしくは町有施設を拠点として活動を行う集落活動組織に限るものとする。ただし、下記に規定する事業所は対象外とする。
  - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定するもの、又はこれに類するもの。

③ 法令又は公序良俗に反するもの。

(2) 前号の規定に加え、飲食店専用券取扱店の登録資格は、飲食店営業もしくは喫茶店営業の許可を得ている事業者等に限るものとする。

## 6. 取扱店の登録受付期間

令和2年10月12日(月)まで

## 7. 取扱店の登録方法

(1) 取扱店の登録を希望する事業者は、「なかとさ地域応援商品券取扱店登録申請書(以下「登録申請書」という。)」に必要事項を記入し、登録窓口に提出する。

(2) 飲食店専用券取扱店の登録を申請する場合には、飲食店営業もしくは喫茶店営業の許可を得ていることを証する許可証等の写しを添付すること。

(3) 取扱店登録に関する事務局(登録窓口)は、中土佐町商工会とする。

(4) 登録が完了した事業者には、取扱店であることを示す「取扱店ステッカー」を配布する。

(5) 取扱店の登録にかかる費用は無料とする。

(6) 町内に複数の店舗がある事業者においては、店舗ごとに申請を行うこととする。

## 8. 取扱店一覧の周知方法

(1) 中土佐町ホームページへ掲載する。

(2) 商品券配布時に同封する利用案内に掲載する。

(3) その他

## 9. 利用済商品券の換金

(1) 利用済商品券の換金については随時受付を行う。(受付期間は別途提示する。)

※ 換金期間を過ぎたものは、いかなる理由があっても換金できない。

(2) 換金受付窓口は、中土佐町商工会とする。

(3) 換金は月3回実施することとし、毎回の受付締切日と支払予定日は、別途一覧表にして取扱店に明示するものとする。

(4) 取扱店は、換金受付窓口を受領した利用済商品券を持参するとともに、「なかとさ地域応援商品券換金請求書(以下「換金請求書」という。)」を提出することとし、

換金受付窓口で利用済商品券の数量を確認する。

- (5) 町は、換金請求書の内容に基づき、登録申請書に記載された口座に当該換金額を振り込むこととする。
- (5) 取扱店の換金手数料は無料とする。

#### 1 0. 取扱店の遵守事項

- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用を行ってはならない。
- (3) 商品券を事業者間取引に伴う代金の支払いに使用してはならない。
- (4) 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに町へ報告すること。
- (5) 受領した商品券は、取扱店の責任により管理を行うこと。
- (6) 町が配布する取扱店ステッカーを顧客から見て目立つ場所に掲示すること。
- (7) 町と適切な連携体制を構築すること。

#### 1 1. 取扱店資格の喪失

町は、取扱店がこの要項に定める事項に違反すると判断したときは、換金の停止及び取扱店登録の取り消しを行うことができる。また、町に損害が生じた場合には、町は損害金を請求することができる。

#### 1 2. 紛失等の責務

利用者から受領した商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱店の責務とする。

#### 1 3. 届出事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに町に届け出るものとする。